

## ベトナム農民組織の新潮流

—首都近郊農村における畜産合作社の事例より—

岡江恭史

(農林水産省農林水産政策研究所)

Newly-Established Agricultural Cooperatives in Northern Vietnam (Takashi Okae)

### 1. はじめに

他国の農協に比べて日本農協の大きな特徴として、①事業における総合主義、②組織における属地主義（ゾーニング）と網羅主義（全戸加盟）、③機能における行政補完という3点が指摘されている（太田原〔6〕）。ベトナムの農業合作社（註1）はこれら3点の特徴を有していると言われている。そのため日本人農業経済学者の中にはベトナムの農民組織のめざす方向として日本型総合農協モデルが適応できるのではないかと考える者も多い（Cho〔1〕）。だが実際に市場経済が進展しているベトナムで見られる現象としては、旧来の農業合作社の解体や機能縮小、そしてそれらとは無関係に結成される新しい形の合作社の誕生である。本稿では筆者が首都ハノイ近郊農村において調査した新設合作社の事例を報告し、今後のベトナムの農民組織のありかたについて考察を行う。

### 2. ベトナムにおける農業脱集団化の過程と農民組織の現状

かつてベトナムの農民は強制的に農業合作社に加盟させられ、中央政府の指令に従って集団生産を行っていた。だが、1981年の共産党中央書記局100号指示によって農業生産の単位は合作社から各農家世帯に移った。さらに88年の共産党政治局10号決議によって、税および合作社基金（組合費）を除いたすべての生産物を自由に処分する権限を与えられた。また1993年に改正された土地法によって、農民は土地の長期使用が認められ、移転・貸与・相続・担保の権限を与えられた（Nguyễn Sinh Cúc〔4〕）。さらに1996年制定の合作社法（註2）では、合作社は共通する需要および利害関係を有する労働者によって自主的に結成される経済組織である（第1条）と定義されている。また組合員の加入・脱退の自由（第7条1項）および一人一票制による民主的参加（第7条2項および第28条3項）、各組合員のサーヴィス利用高に応じた剰余金処分（第7条4項）も合作社の原則として明記されている。これらの原則は、国際協同組合同盟（ICA）の協同組合原則にほぼ沿っている。このように合作社は、かつての社会主義的集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へと根本的に転換した。それにもかかわらず相変わらず“Hợp Tác Xã”（漢字表記では「合作社」）と同じ名称で呼ばれているために、後述するように現場には混乱をもたらしている。

集団農業生産体制解体を決定的なものにした共産党政治局10号決議が制定される前年1987年末に全国で17,022あった農業合作社が、合作社法施行直前の96年末時点で13,782まで減少し、さらに4年後の2000年末には7,349にまで数を減らしている。反面、その4年間の間に1,415の農業関連の合作社が新たに誕生している（註3）。旧来の合作社から転換した合作社の多くは活発とは言い難い（註4）。具体的には、市場動向を把握して農民に対して情報提供や作物指導などの適切な対応を取れる合作社幹部が少ない、持ち株やサーヴィスの利用高に応じた分配が行われていないなど、旧合作社から名目的に転換しただけのところが多い。また名前も同じ「合作社」で幹部の顔ぶれも変わらないために、地方政府の方も意識改革がなされておらず、旧来同様に行政の干渉を受けやすい（註5）。これに対して旧来の合作社とは独立に新設された合作社は、目的意識がはっきりしている人間だけが加盟しているので、所有関係などが明確で、効率的な運営がなされている。ただし、サーヴィスの種類は1～2種類に限定されており、旧来の合作社が持っていた社会的な機能は持っていない（Nguyễn Thái Văn〔5〕）。

第 1 表 ハイズオン省ナムサック県養豚農家組織年表

1998 年 9 月	ホップティエン社 (行政村) ラドイ村 (旧村) でナムサック県最初の養豚グループ (ホップティエン第 1 高品質豚飼養グループ) が結成.
2000 年 4 月	ホップティエン社ラドイ村でホップティエン第 2 グループ結成.
2000 年 11 月	ホップティエン社カオドイ村でホップティエン第 3 グループ結成. ホップティエン社内で 3 番目, ナムサック県内では 5 番目のグループ.
2001 年 4 月	既存 5 グループ (ホップティエン社内の上記 3 グループと他の 2 社の 2 グループ) でナムサック畜産グループ連合結成 (代表はホップティエン第 3 グループ長). 結成時の成員は 49 人. 情報共有化には効果があったが, 法人格が無いこともあって飼料購入や共同販売はできず, 自然消滅へ.
2001 年 5 月	ナムタン社ドッチェン村でナムタン第 1 グループ結成.
2002 年 4 月	ナムフン社ゴードン村でナムフン第 1 グループ結成.
2002 年 6 月	ナムタン社クワンタン村でナムタン第 2 グループ結成.
2002 年 8 月	ホップティエン第 3 グループ, ナムタン第 1・2 グループ, ナムフン第 1 グループの 4 グループが, ナムサック県で最初の畜産合作社 (ナムサック畜産合作社) 結成. 結成時の組合員数は 20 人 (2005 年末現在 35 人). 組合長はホップティエン第 3 グループ長. 共同購入によって飼料代を安く抑えられたが, 共同販売や共通商標には至らず.
2003 年 8 月	ホップティエン第 1・2 グループが畜産合作社 (ホップティエン畜産合作社) 結成.
2004~05 年	ナムサック畜産合作社組合長が隣接するバクニン省・バクザン省等で畜産合作社の設立を指導.
2005 年 7 月	県内各畜産合作社が独自の商標による共同販売を目的としたナムサック合作社連合を結成.

出所: ベトナム農業省農業技術研究所資料および筆者自身の調査による.

### 3. 高品質豚飼養プロジェクトと農民組織化の過程

調査地であるハイズオン (Hải Dương) 省ナムサック (Nam Sách) 県 (註 6) は, 首都ハノイと北部第二の都市で国際貿易港であるハイフォン市を結ぶ国道 5 号線が近くを通り (ハノイから約 60km, ハイフォンから 40km), さらにユネスコ世界遺産にも登録されている景勝地ハロン湾 (クワンニン省) とハノイを結ぶ国道 183 号線が県内を縦断していることから市場アクセスに恵まれており, 紅河デルタ (ハノイ近郊農村地帯) の中では経済的な先進地域である. 当地では 1994 年よりベトナム農業省農業技術研究所が豚の外来種導入のプロジェクトを GRET (フランスの NGO) との共同で進めている. ベトナムの多くの農家ではモンカイ種を中心とする在来種が飼養されているが, 当プロジェクトはこの在来種をランドレース種やデュロック種等の外来種と掛け合わせて豚の品質向上を図ることを目的としている.

当プロジェクトの一環として 1998 年 9 月にホップティエン社ラドイ (La Đồi) 村 (註 6) で県内最初の養豚グループであるホップティエン第 1 高品質豚飼養グループ (nhóm chăn nuôi lợn thịt chất lượng cao Hợp Tiên 1) が結成された. その後ナムサック県各地で同様の養豚グループが結成された. 2001 年 4 月には県内の既存 5 グループでナムサック畜産グループ連合 (Liên nhóm chăn nuôi Nam Sách) が結成された. この組織は主にプロジェクト実施機関である農業技術研究所からの情報の農民への伝達や県内各社の養豚農家の情報交換に機能したが, 経済的な事業を展開するには至らなかった. 最大の問題は法人格が無いために銀行口座も開設できず, グループ連合名で飼料会社や農場・市場など外部との取引もできなかったことである. その後, ホップティエン社カオドイ (Cao Đồi) 村のホップティエン第 3 グループと隣接するナムタン社・ナムフン社内の各養豚グループが合併し, 2002 年 8 月にナムサック県で最初の畜産合作社であるナムサック畜産合作社 (Hợp tác xã chăn nuôi Nam Sách) を結成したことにより, グループ連合は自然消滅に至った. 近代的な協同組合法人としての合作社を結成するための法的枠組みは

合作社法としてすでに存在していたが、このときまで結成に至らなかったのは、農民にとって「合作社」とは国家に代わって農民の生産物を収奪する機関として認識されていたために、拒否反応があったからである。農業技術研究所は新型合作社の成立を奨めていたが、養豚グループやグループ連合を通じて旧来の合作社と新型合作社の違いが農民に認知されるまで長い時間を要することになった（第1表参照）。

ナムサック畜産合作社は第2章で前述した合作社の分類では、新設合作社にあたる。当畜産合作社の初代会計担当は、かつてナムタン社の農業合作社で会計を担当していた者がその経験を買われて就任したが、それ以外には旧来の農業合作社と人的なつながりは全くなく、現在の農業サービス合作社（農業合作社の後継組織）との組合員の重複や資本関係は全くない。また、県や社といった地方政府は高品質豚飼養プロジェクトや畜産合作社成立には何らの積極的な役割も果たさなかった。当畜産合作社の設立に際して、3つの社（行政村）の20人の農家が一人あたり1000万ドンの出資をし、計2億ドンの資本金は主に飼料の購入に使用された。その後の新規入会に際しても一人あたり1000万ドンの出資をすることを条件としている。畜産合作社結成の最大の目的は飼料を共同して大量購入することによって組合員の養豚経費の大部分を占める飼料代を節約することであり、飼料購入量が少ない小規模養豚農家を抱えることは経費負担を招くことになる。1000万ドン（日本円で10万円弱）という高額の出資金を条件にすることによって、そういった農家は排除されている。こういう条件にもかかわらず組合員数は2005年末現在35人にまで拡大している。

当畜産合作社は組合員全員出席の組合員大会によって選ばれた執行部のもと各業務を担当する役職者がいるが、実際には組合長に権限が集中している（註7）。一般の農民が代理店から購入する豚用の飼料を当畜産合作社は工場から直接購入し、経費を節約している。第2表に一般農家とナムサック畜産合作社組合員の養豚経営の比較を記す。合作社が畜産試験場や民営農場と契約して外来種を導入し、組合員の肥育した肉豚がハノイやハイフォンなどの遠隔地の消費地へ販売されている。なお合作社は豚用の薬の購入の仲介も行っているが、もともと養豚経費に占める薬代金の割合は飼料代よりも圧倒的に少ない上に（註8）薬は種類も多いので大量購入による費用削減効果は望めない。そのため、組合員であっても利用する人間は少ない。なお、合作社の利益は合作社自体の資金（特に飼料購入代金）に積み立てられ、組合員に対して持ち株やサービスの利用高に応じた分配はまだ行われていない。

同合作社に触発されて同県内の他のグループも畜産合作社を結成した。さらに2005年7月には県内各畜産合作社は、独自の商標による豚肉調製品共同販売を主目的としたナムサック畜産合作社連合（Liên hiệp Hợp tác xã chăn nuôi Nam Sách）を結成した（註9）。

第2表 一般養豚農家とナムサック畜産合作社組合員の養豚経営の比較

	一般養豚農家	組合員
飼料購入代金（例： 肉豚用濃厚飼料1袋25kg）	195,000ドン （代理店価格）	180,000ドン （合作社仕入れ値は177,000ドン）
子豚・母豚購入	村内で在来種（モンカイ種）購入	農業省畜産試験場や北部家畜農場（フンイエン省の会社）等から外来種購入
種付け	自宅・周辺村落または県獣医局で種付け（県獣医局は在来種・外来種とも種付け可能）	
薬の購入	代理店もしくは県獣医局で購入（組合員のごく一部は合作社経由）	
獣医師	社（行政村）嘱託の獣医師	自分で治療、もしくは獣医担当副組合長が代行。
ワクチン注射	社嘱託の獣医師に注射を頼むので1刺し2,000ドン（人件費込み、1頭あたり4刺し。）かかる。	全員注射器を持っているので、ワクチン（1刺し分600ドン）を県獣医局から直接購入し、自分で注射。
肉豚販売先	ナムサック県内もしくは隣接のクワンニン省の業者が買付け。	ナムサック県・クワンニン省以外にハノイ・ハイフォンの業者も買付け。

出所：筆者自身の調査による。

#### 4. 調査地における農業合作社の解体と再編

ここでナムサック畜産合作社本部が存在するホップティエン社（行政村）における農業合作社の歴史と現状を紹介する。当社は 1948 年にそれまで別々だった村が合併して誕生した。その後の農業集団化と合作社の大規模化の流れの中で、74 年に社の範囲と一致する「ホップティエン社農業合作社」が誕生した。集団農業生産が行われていた時代には、全農民が強制的に合作社の地域割り下部組織である生産隊に組み込まれ、伝統的な旧村は消滅した。その後、96 年に合作社が制定されたのを機にそれまでの「ホップティエン社農業合作社」が解散し、1997 年 1 月（合作社法施行時）に改めて出資金を出した農家だけを組合員として「ホップティエン社農業サービス合作社(Hợp tác xã dịch vụ nông nghiệp xã Hợp Tiến)」が再結成された（註 10）。当合作社も第 2 章で前述した合作社の分類では新設合作社にあたる。サービスを提供する地理的範囲は旧農業合作社を受け継いでいるものの、資本面では断絶しており所有関係も明確であるが、行政（社）とは相変わらず一体化した運営がなされている。当地の農業合作社の多くはこのように新たに新設された農家のみを組合員としている。

当合作社の組合員数は現在 45 人で、これは管轄内の世帯数の約 2.3%にあたるが、合作社は組合員だけでなく管轄内のすべての農民にサービスを提供している。当地では旧合作社解体にともないかつての村が復活し、各生産隊は居住区（Khu dân cư）と改められ合作社ではなく社の下部組織として行政の下請け（註 11）を行うことになった。なお、現在の各組合員は居住区ごとの業務実行班（tổ dịch vụ）に属し、居住区内の農民に対するサービスを行っている。各業務実行班にはその代表者として班長（tổ trưởng）がいるが、これは居住区内の組合員のまとめ役に過ぎず、かつての生産隊長のように一般の農民への指導や監視を行うわけではない。

当合作社の業務内容は事実上、民間業者では難しい水利管理に限定されており、農業生産において積極的な役割を果たしているとは言い難い。その理由として以下のことが挙げられる。1970 年代のベトナムでは社の範囲に合わせて合作社が大規模化されたが、それ以前の旧村単位で合作社を運営していた時代に比べてかえって問題が発生するようになったため、農業生産の単位が農業合作社から各農家世帯に移った 80 年代以降、旧村のまとまりが維持されていた地域ではその範囲に合作社の規模が縮小された（古田〔2〕）。だが前述のように当地では 96 年に旧農業合作社が解散するまで一社一合作社制度が維持され、農業合作社は農民へのサービス提供機関というよりは社の農業担当部局としての機能を担ってきた（註 12）。このように農業合作社は以前から個々の農民の実情に即したきめの細かいサービスを提供してこなかった。前述のようにむしろ農民にとっては農業合作社とは国家に代わって農民の生産物を収奪する機関として認識されていた。流通が自由化した現在、市場アクセスに恵まれた当地では、農業資材購入や農産物販売は農民が直接民間の業者と取引することによって簡単にできるため、市場動向に対応できる人材も組織もない農業サービス合作社が経済事業を展開することは難しい（註 13）。なお農業サービス合作社設立に際しての出資金は一人あたり 40 万ドン（4000 円弱）であり（註 14）、ナムサック畜産合作社の 1000 万ドンに比べて遙かに少額である。これは合作社法に適合した合作社（協同組合）の形にするために形式的に出資金を募ったものに過ぎず、畜産合作社のように出資金を元手に経済事業を展開しているわけではない。

当合作社のサービスは、組合員ではない一般の農民も享受できるため、農民にとって出資金を出してあえて組合員となる経済的なメリットは少ない。現在の組合員にとって、当合作社の仕事は地域住民への奉仕であり、当合作社は実質的には協同組合というよりは社の仕事を請け負う公益事業体である。例えば筆者が重点調査したホップティエン社カオドイ村（ナムサック畜産合作社本部所在地）では、2004 年まで農業サービス合作社の水利を担当していた組合員は 2005 年の村長選挙で村長に当選した。また合作社業務実行班長は共産党支部書記（支部長）に就任した。当合作社の仕事は、利潤よりは地元での名声や地位といった非経済的なインセンティブによって行われる。

このように当地では 1997 年の段階で農業合作社が大幅に機能を縮小して購買や販売といった経済事業はほとんど行っていなかったため、新しい養豚農家組織の誕生に対して干渉することもなかった。

## 5. ナムサック畜産合作社の経済効果と今後の課題

筆者は合作社本部のあるホップティエン社カオドイ村で養豚経営を主軸にした全戸家計調査（註 15）を行った。その結果から、養豚農家平均とナムサック畜産合作社組合員の飼養品種の内訳と飼養頭数の変化を第 3 表に記す。品種割合でみると、合作社組合員の飼養する肉豚・母豚ともほぼ 8 割が外来種になっている。これに対して養豚農家平均では、肉豚は交配種が半数近くにまでなっているものの母豚では依然約 7 割が在来種のみである。元々豚の品質向上を目的としたプロジェクトから始まった養豚農家組織だったこともあり品種の違いが顕著に現れた。また飼養頭数の変化を見ると、後に畜産合作社組合員となる農家は以前から農家平均より肉豚飼養頭数が多い（但し母豚の飼養頭数は少ない）ところに、養豚グループ・畜産合作社という組織化が行われた 5 年の間で飼養頭数を激増させている。なお養豚農家の平均を見ると、母豚は飼養頭数を増加させている反面、肉豚は逆に減少させている。このことから、多くの農家が煩わしい肉豚の肥育から自宅で生まれた子豚の販売へと移行していることがわかる。

問題をより明確にするために、養豚農家を 1) 畜産合作社組合員（7 世帯）・2) 組合員を除く肉豚販売農家（53 世帯）・3) 子豚販売特化農家（66 世帯）と 3 分類し、第 4 表に経営比較を示す（註 16）。1999 年時点でのそれぞれの世帯数と比較してみると、かつて同村の養豚農家のほとんどは肉豚販売農家であったが、過去 5 年間の間にその数は半減し、代わって子豚販売特化農家数が 3 倍になっている。かつてベトナムの農家の多くは貯蓄の一種として肉豚を回転式に肥育していた。当地では、市場経済化の流れの中でこういう農家は激減し、より大規模に企業的な経営をする農家が畜産合作社組合員へ、少ない手間と費用で養豚を継続する農家が子豚販売特化農家へと、二極分化が進行していることがわかる。

次に 2004 年時点での合作社組合員と肉豚販売農家を比較すると、世帯あたりの年間肉豚売上高および養豚部門の所得では組合員が圧倒し、肉豚の販売単価も高品質が評価されて高い。次に肉豚販売農家と子豚販売特化農家を比較すると、年間売上高および所得の絶対額では肉豚販売農家が高いものの、所得率（註 17）では圧倒的に子豚販売特化農家の方が高い。このことは、前述した肉豚肥育から畜産合作社と子豚販売特化への二極分化という事実を裏付けるものである。本稿の主旨である畜産合作社の問題では、組合員の養豚部門の所得率は肉豚販売農家よりは高いものの、1～2 匹程度の母豚を飼養する子豚販売特化農家よりも低いことが注目すべき事実である。肉豚の販売単価を上昇させ経費をより一層節約することによって収益性の改善を図ることが今後の課題である。

また数字には現れにくい面ではあるが、養豚農家組織の効果として衛生・獣医面での改善があげられる。カオドイ村では畜産合作社の前身であるホップティエン第 3 グループの時代に、グループ長（現ナムサック畜産合作社組合長）が毎月豚舎の衛生に関する会議を開催し、衛生・獣医担当者（現副組合長）がほぼ毎日のように各成員の豚舎の衛生環境の見回り検査を行い、衛生・獣医面での指導を行っていた。このようにして各成員は飼養管理能力を向上させ、獣医面での経費も一般農家に比べて節約できている（前掲第 2 表参照）。第 5 表はカオドイ村における養豚農家平均とナムサック畜産合作社組合員の飼養管理の比較表である。組合員が一般農家に比べて給水等の設備が整っているのは規模の大きさからいって当然のことであるが、衛生面での顕著な違いは注目に値する。一般農家では未だ 2 割程度が豚舎の消毒を行っておらず残りもほとんどが出荷時もしくは数ヶ月に 1 回程度消毒を行っているに過ぎない。これに対して組合員は約 7 割が毎月定期的に消毒を行っている。当地の農家にとって養豚は最大の現金収入源でありながら、ベトナムが口蹄疫の常在国であるために日本等多くの国々に豚肉を輸出することができない。養豚経営における衛生改善は今後のベトナムの農業農村発展にとって必須事項であり、このナムサック畜産合作社の事例は今後の参考になりうるだろう。

以上のことから過去 5 年間の農民組織化の動きが、成員の飼養する豚を質量ともに向上させ、養豚経営における衛生改善にも顕著な効果を上げていることがわかる。だが、収益性の面では今後いっそうの改善を要する。2005 年に結成された県単位の合作社連合は、自らの商標による豚肉調製品販売とともに、獣医業務と飼料購入の統一をもめざしており、この問題の解決策の一つになりうるだろう。

第3表 カオドイ村の養豚農家と畜産合作社組合員の飼養品種の内訳と飼養頭数の変化

	養豚農家 (131 世帯) 平均	合作社組合員 (7 世帯) 平均
肉豚飼養頭数に占める在来種割合 (2004 年)	26.79%	0%
肉豚飼養頭数に占める交配種割合 (2004 年)	45.74%	23.33%
肉豚飼養頭数に占める外来種割合 (2004 年)	27.47%	76.67%
母豚飼養頭数に占める在来種割合 (2004 年)	71.58%	0%
母豚飼養頭数に占める交配種割合 (2004 年)	16.40%	18.52%
母豚飼養頭数に占める外来種割合 (2004 年)	12.02%	81.48%
1999 年の肉豚一世帯あたり平均飼養頭数	5.36 頭	10 頭
2004 年の肉豚一世帯あたり平均飼養頭数	4.47 頭	30 頭
1999 年の母豚一世帯あたり平均飼養頭数	0.79 頭	0.71 頭
2004 年の母豚一世帯あたり平均飼養頭数	1.40 頭	3.86 頭

出所：筆者自身の調査による。

第4表 カオドイ村の養豚経営種類別の経営比較

	畜産合作社組合員	肉豚販売農家	子豚販売特化農家
1999 年世帯数	0	93	22
2004 年世帯数	7	53	66
肉豚販売単価 (単位：ドン/kg)	16,000	14,000	
世帯あたり年間肉豚売上高 (単位：ドン)	124,057,000	18,821,000	
世帯あたり年間子豚売上高 (単位：ドン)			5,663,000
世帯あたり養豚部門の年間所得 (単位：ドン)	38,025,000	3,758,000	1,847,000
養豚部門の所得率 (単位：%)	30.65	19.97	32.62

出所：筆者自身の調査による。時期は特にことわらない限り 2004 年時点のもの。金額は百の位を四捨五入。所得率は小数点以下 3 桁目を四捨五入。

第5表 カオドイ村の養豚農家と畜産合作社組合員の飼養管理の比較 (2004年)

		養豚農家 (131 世帯) 平均	合作社組合員 (7 世帯) 平均
豚への給水方法	たらい	7.0%	0%
	とい	89.2%	42.9%
	自動式給水	3.9%	57.1%
豚舎の消毒頻度	消毒しない	20.9%	0%
	出荷時もしくは数ヶ月に 1 回	69.8%	28.6%
	毎月 1 回以上	9.3%	71.4%

出所：筆者自身の調査による。

## 6. おわりに

集団農業生産時代のベトナム農業合作社は、行政の補完や技術指導、配電・水利管理といった公益的側面と購買販売といった経済的側面の二面性を有するという点で日本の総合農協に似た役目を果たしていた。だが 80 年代以降の脱集団化・市場経済化の中で、前者は社や農業普及所などの行政機構や農業サービス合作社（縮小再編された農業合作社）が担うことになり、後者は（特に調査地のような商業的農業が発達している地域では）もっぱら私営商人が進出して直接個々の農民と取引することになった。

だが経済事業を行う農民組織の必要性がなくなった訳ではない。むしろ市場経済下でこそ農民は価格交渉力を持つために情報の提供や共同の購買販売を行う組織を必要としている。本稿で紹介したナムサック畜産合作社は今後の発展次第ではベトナムの新しい農民組織のモデルになりうるだろう（註 18）。

（註 1）ベトナム語で“*Hợp tác xã*”と称されているものは英語で *cooperative* と訳されており、法的にも資本主義国の協同組合と変わらない。だが本稿ではあえて「農協」とは訳さず、原語の漢字表記である「合作社」を用いる。理由は、第 2 章で述べるようにもともと集団農業生産の執行機関として設立され未だにその影響が残っていること、また第 4 章で述べるように経済的な共同の利益を追求する協同組合とは呼べないものまで含んでいるからである。

（註 2）日本の農業協同組合法と違い、ベトナム合作社法（96 年合作社法の条文は文献〔9〕）は協同組合全般に関する法律である。農業合作社に関しては、翌 97 年に農業合作社模範定款例（文献〔10〕）が公布されている。

（註 3）合作社の数は、ベトナム社会科学院経済研究所資料（未刊行）による。なお、2000 年の農業合作社数は、合作社法に適合するように旧来の農業合作社から転換した 5764 合作社と、未だ転換していない 1585 合作社の合計。

（註 4）もちろんすべての農業合作社の活動が不振だというわけではない。例えばナムディン省コックタイン農業合作社は現在でも管轄内のほとんどの農家世帯を組合員に抱えながら、配電・水利・技術指導・種籾販売・獣医といった生活や農業の基本サービスに加えて、ジャガイモの種芋・化学肥料・農薬・栽培技術指導を農民に提供し、農民が規定量のジャガイモを合作社に納入する（規定量以上は農民が自由に販売）というジャガイモの契約栽培を行い、合作社自身が販売先を開拓している（柳澤〔8〕）。だが、このような多方面で活発な経済事業を展開する農業合作社が日本型総合農協になるには 2 つの障害が存在する。第一に、農民が合作社に農産物を納入する義務があった集団農業生産時代とは違い現在では農民が自由に農産物を販売できるため、すでに農産物流通は民間の業者が支配的になってしまっている。例えば主食で重要な輸出品であるコメの場合、流通量の 96%以上が民間の業者が担っている（Goletti and Minot〔3〕）。第二に、日本の総合農協における中核サービスである信用事業を展開できる農業合作社がほとんど存在しない。2002 年における機関貸し手の個人世帯向け貸付件数の内訳は、農業銀行（国営商業銀行）が 61%、貧民銀行（貧困世帯向け政策融資機関）が 31%、人民信用基金（社単位の信用組合）が 7% である。このうち、独立経営の人民信用基金は直接組合員に貸付を行っている。貧民銀行は農民会等の祖国戦線（共産党の翼賛組織）を通じて貸付を行うことが定款で定められている。また農業銀行は直接もしくは農民会を通じて農民に貸付を行っている。いずれにせよ以上の金融機関と農業合作社との連携は全く見られない（岡江〔7〕）。

（註 5）2003 年に再び合作社法は改正され、自己の利益を侵害する行為に対して合作社自身が上訴する権利（第 6 条 11 項、条文は文献〔11〕による）が明記された。これは、地方政府の干渉から合作社を守るための規定である。

（註 6）ベトナムの行政機構は、中央一省（*tỉnh*, 日本の県に相当）一県（*huyện*, 郡に相当）一社（*xã*, 行政村に相当）という構成で、ここまでが正規の行政機構だが、その下に旧村（ベトナム語で *thôn*）またはラン（*làng*）というが機能している場合もある。本稿で「村」という場合は旧村（*ton*）を意味することとする。

（註 7）合作社本部・飼料倉庫は組合長自宅の敷地内にあり合作社の仲介する薬も経理関係の書類も組合長が管理している。獣医・飼料・会計・倉庫といった各役職は名目だけであり、あらゆる問題を組合長一人が指導している。

（註 8）カオドイ村の組合員の家計調査（第 5 章参照）によると、養豚の経費のうち飼料代が 90%以上を占める反面、薬代・獣医師利用料を含めた獣医費全体はわずか 2%未満である。

（註 9）2005 年末現在、ハムやソーセージを生産する加工場が完成し 2006 年の販売開始を予定している。加工場建設費用は約 3.6 億ドン、うち約 2.1 億ドンがプロジェクトからの援助である。残りの自己負担分はハイズオン省合作社連盟（省全体の合作社の連合体）から借り入れ、今後の豚肉調製品販売による利益によって返済していく予定である。また合作社連合はさらに屠殺場や豚農場の建設・獣医業務・飼料の共同購入も計画している。

（註 10）同合作社は、その後合作社法改正にあわせて 2003 年に「ホップティエン社総合農業サービス合作社（*Hợp tác xã dịch vụ nông nghiệp tổng hợp xã Hợp Tiến*）」に改名されたが、実質的な変化はないので本稿では農業サービス合作社と呼ぶことにする。2004 年にハイズオン省では農村部の非農業人口急増に対応するため農業サービス合作社からの配電事業の分離を決定し、当地でも 2004 年 12 月にホップティエン社電気サービス合作社（*Hợp tác xã dịch vụ điện xã Hợp Tiến*）が結成され、農業サービス合作社から 14 人の組合員が移籍した。

（註 11）居住区は行政の最末単位であり、共産党（支部長である書記が事実上の居住区長）や祖国戦線の基礎単位

にもなっている。800 世帯近いラドイ村では村長は社からの連絡を村内 4 居住区の書記に伝えるだけの職だが、200 世帯にも満たないカオドイ村は一村一居住区であり、村長がより農民の生活に密着した活動をしている。

(註 12) 前述のナムサック畜産合作社の幹部に筆者が農業合作社と畜産合作社の違いを尋ねると「農業合作社は行政の仕事を担当し、畜産合作社は我々が自らの利益のために結成したものである」と答えた。

(註 13) 当農業サービス合作社本体(業務実行班を除く部分)の役職は、組合長・副組合長・監査役・会計長・出納係の 5 人に過ぎない。業務実行班には、水利および技術の役職があるが、このうち技術担当は行政部局からの情報を農民に伝達するだけで、その情報を活用するかどうかは農民の自由に任されている。なお、農業サービス合作社は種初購入の仲介も行ってはいるが価格が代理店と変わらないため利用する農民は多くはない。

(註 14) 電気サービス合作社(註 10 参照)設立時には、参加した組合員の農業サービス合作社設立時に出資した 40 万ドンがそのまま出資金となった。

(註 15) カオドイ村の戸数は 186 世帯で筆者はこの全世界帯の 2004 年 1 年間の経済活動についてアンケート調査を行ったが、調査時点(2004 年末)で豚を飼養していたのは 131 世帯(畜産合作社組合員を含む)であった。よって第 3 表・第 5 表ではこの 131 世帯について集計した。なお同村で養豚グループが誕生したのは 2000 年なので、養豚農家組織化の規模拡大効果を測るために 1999 年時点での豚の飼養頭数も調査した。

(註 16) 子豚販売特化農家とは、肉豚を肥育せず母豚のみ飼養し養豚経営は自宅で生まれた子豚の販売に特化している農家である。肉豚と母豚の双方を飼養し且つ畜産合作社組合員でない農家は肉豚販売農家に分類した。なお、この 3 種類の農家世帯数の合計(126 世帯)が第 3 表・第 5 表の養豚農家数(131 世帯)と一致しないのは、最近養豚経営を始めたばかりで過去一年間の販売実績が無い農家を除いているからである。

(註 17) 収益性の指標として本稿では所得率(=所得/粗収益\*100)を用いた。なお筆者の実際の調査では大多数の農家が年間の追加的現金支出のみを費用として回答したため、飼料の投入量や内訳がわかった農家の平均(肉豚肥育期間が 90 日間、豚の飼料消費量が 2 kg/頭/日、飼料に占める米糠の割合が肉豚で 34%・母豚で 48%)からその他農家の自給飼料分(自家生産米)を算出し、米の農家庭先価格 2300 ドン/kg を掛けて自給飼料分経費とした。

(註 18) 当合作社はあくまで官製プロジェクトによるモデル合作社であり、農民の自主的な運動によるものではないという問題は残る。しかし、プロジェクトに参加した養豚農家はただ受動的に組織化を受け入れた訳ではない。前述のように元々農業技術研究所の高品質豚飼養プロジェクトは、ホップティエン社ラドイ村で始まり、最初の養豚グループも 1998 年にラドイ村で結成された。だがラドイ村でのプロジェクト発足を聞きつけたカオドイ村の養豚農家が自ら志願して養豚グループを結成し、ラドイ村に先駆けて最初の畜産合作社であるナムサック畜産合作社を結成した。さらに当合作社組合長は県全体を束ねる旧グループ連合の代表も務め、隣接する諸省で同種の畜産合作社の設立を指導するなど強いリーダーシップを発揮し、当プロジェクトの中心人物となっている。(第 1 表参照)

[付記] 本稿は、平成 14 年度日本学術振興会海外特別研究員制度による研究活動の成果の一部である。

## 引用・参考文献

- [1] Cho, K., "New Agricultural Cooperatives in Vietnam – Discussions Based on the Japanese Experience" CHO Kenji and YAGI Hironori, eds., *Vietnamese Agriculture under Market-Oriented Economy*, Agricultural Publishing House, Hanoi, 2001, pp281~318
- [2] 古田元夫『ベトナムの現在』, 講談社, 1996
- [3] Goletti, F. and Minot, N., *Rice Market, Agricultural Growth and Policy Options in Viet Nam (MSSD Discussion Paper No.14)*, International Food Policy Research Institute, Washington, D.C., 1997
- [4] Nguyễn Sinh Cúc, *Nông Nghiệp Việt Nam 1945-1995*, Nhà Xuất Bản Thống Kê, Hà Nội, 1995
- [5] Nguyễn Thái Văn, "Các loại hình hợp tác xã nông nghiệp", *Nghên cứu Kinh tế số 285*, Viện Kinh Tế Học, Hà Nội, 2002, pp35~39
- [6] 太田原高昭『系統再編と農協改革』, 農山漁村文化協会, 1992
- [7] 岡江恭史「ベトナム農村金融における集落の役割」, 『農林水産政策研究』第 6 号, 農林水産省農林水産政策研究所, 2004, pp23~49
- [8] 柳澤雅之「ベトナム紅河デルタにおける農業生産システムの変化と合作社の役割」, 日本村落研究学会編『年報 村落社会研究 第 40 集 東アジア農村の兼業化』, 農山漁村文化協会, 2004, pp247~268
- [9] *Luật Hợp Tác Xã*, Nhà Xuất Bản Chính Trị Quốc Gia, Hà Nội, 1996
- [10] "Nghị định số 43/CP ngày 29-4-1997 của Chính phủ ban hành Điều lệ mẫu hợp tác xã nông nghiệp", *Những văn bản hướng dẫn về Hợp Tác Xã*, Nhà Xuất Bản Lao Động, Hà Nội, 2001, pp384~410
- [11] "Luật Hợp Tác Xã năm 2003", *Luật Hợp Tác Xã và văn bản hướng dẫn thi hành*, Nhà Xuất Bản Chính Trị Quốc Gia, Hà Nội, 2005, pp7~54